第百五十五条の二第三項中「政令で定めるものに相当する金額」を「政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額」に、「掲げる金額」を「規定する欠損金額の合計額（当該連結法人の連結事業年度終了の時における連結個別資本金等の額が零以下である場合には、当該欠損金額の合計額から当該連結個別資本金等の額を減算した金額）」に、「により連結事業年度」を「により当該連結事業年度」に改める。

第百五十五条の四中「第六十八条の八十五の四」を「第六十八条の八十五の三」に改める。

第百五十五条の五第三号中「、第六十八条の七十八から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」を「又は第六十八条の八十五の三まで」に改める。

第百五十五条の六を次のように改める。

（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）

第百五十五条の六　連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入される個別益金額（法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別益金額をいう。以下この章において同じ。）又は個別損金額の計算に関する規定の適用については、次に定めるところによる。

一　次に掲げる規定により確定申告書若しくは中間申告書に記載すべき明細又は確定申告書若しくは中間申告書に添付すべき明細書若しくは書類は、連結確定申告書又は連結中間申告書に記載し、又は添付するものとする。

イ　法第二十三条の二第三項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第二十五条第五項（資産の評価益の益金不算入等）、第三十三条第七項（資産の評価損の損金不算入等）、第四十二条第四項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第四十四条第二項（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第四十五条第三項（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第四十六条第二項（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第四十七条第三項（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第四十八条第四項（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）、第四十九条第二項（特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第五十条第三項（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）、第五十二条第三項（貸倒引当金）、第五十三条第二項（返品調整引当金）、第五十四条第四項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）、第五十九条第四項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）、第六十条第二項（保険会社の契約者配当の損金算入）、第六十条の二第二項（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）、第六十三条第七項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）及び第六十四条の四第四項（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）

ロ　第六十三条（減価償却に関する明細書の添付）、第六十七条（繰延資産の償却に関する明細書の添付）、第百二十二条の十四第八項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）、第百二十三条の八第三項第五号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第十三項、第十六項又は第十七項において準用する場合を含む。）、第百二十三条の九第二項（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）、同条第八項、第百二十三条の十第九項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）、第百二十三条の二第十三項及び第十四項（一括償却資産の損金算入）並びに第百三十九条第八項（工事の請負）、第百三十三条の二第十三項及び第十四項（一括償却資産の損金算入）並びに第百三十九条の五（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書の添付）

二　次に掲げる規定により行うべき納税地の所轄税務署長又は所轄国税局長に対する書類の提出又は届出は、連結親法人が各連結法人について当該連結親法人の納税地の所轄税務署長又は所轄国税局長に対して行うものとする。

イ　法第三十一条第三項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）、第三十二条第三項及び第五項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）、第四十二条第七項、第四十三条第七項及び第九項、第四十四条第五項、第四十七条第七項、第四十八条第七項及び第九項、第四十九条第五項、第五十条第六項、第五十二条第七項並びに第五十三条第五項

ロ　第二十八条の二第二項及び第七項（棚卸資産の特別な評価の方法）、第二十九条第二項（棚卸資産の評価の方法の選定）、第三十条第二項（棚卸資産の評価の方法の変更手続）（第百十八条の六第五項（短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続）において準用する場合を含む。）、第四十八条の四第二項及び第七項（減価償却資産の特別な償却の方法）、第四十九条第四項（取替資産に係る償却の方法の特例）、第五十条第二項（特別な償却率による償却の方法）、第五十一条第二項（減価償却資産の償却の方法の選定）、第五十二条第二項（減価償却資産の償却の方法の変更手続）、第五十七条第二項、第七項及び第八項（耐用年数の短縮）、第六十条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）、第六十一条の二第三項（堅牢な建物等の償却限度額の特例）、第六十九条第二項及び第三項（定期同額給与の範囲等）、第八十八条第一項（代替資産の取得に係る期限の延長の手続）、第九十七条第二項（貸倒実績率の特別な計算方法）、第百二条第二項（返品率の特別な計算方法）、第百十八条の六第四項、第百十九条の五第二項（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定及びその手続）、第百十九条の六第二項（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更の手続）、第百二十一条の四第二項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）（第百二十一条の十第二項（時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）において準用する場合を含む。）、第百二十二条の五（外貨建資産等の期末換算の方法の選定の手続）、第百二十二条の六第二項（外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続）（第百二十二条の十一第二項（為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続）において準用する場合を含む。）、第百二十二条の十第二項（為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続）、第百三十三条の二第三項及び第八項並びに第百三十九条の四第八項及び第十三項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）

三　連結法人について次に掲げる規定により税務署長又は国税局長が行うべき指定（指定に係る申請の却下を含む。）、承認（承認に係る申請の却下、承認の取消し及び承認に係る事項の変更を含む。）又は認定（認定に係る申請の却下、認定の取消し及び認定に係る事項の変更を含む。）は、連結親法人に対して行うものとする。

イ　法第四十八条第一項

ロ　第二十八条の二第一項、第三項及び第四項、第三十条第一項及び第三項（第百十八条の六第五項において準用する場合を含む。）、第四十八条の四第一項、第三項及び第四項、第四十九条第一項及び第五項、第五十条第一項及び第四項、第五十二条第一項及び第三項、第五十七条第一項、第三項及び第四項、第六十一条の二第一項及び第五項、第八十八条第二項、第九十七条第一項、第三項及び第四項、第百二条第一項、第三項及び第四項、第百十九条の六第一項及び第三項、第百二十一条の四第一項、第三項及び第四項（第百二十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第百二十一条の十第一項、第百二十二条の六第一項及び第三項（第百二十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）並びに第百二十二条の十一第一項

四　連結法人について次に掲げる規定により税務署長又は国税局長が行うべき指定（指定に係る申請の却下を含む。）、承認（承認に係る申請の却下、承認の取消し及び承認に係る事項の変更を含む。）又は認定（認定に係る申請の却下、認定の取消し及び認定に係る事項の変更を含む。）は、連結親法人に対して行うものとする。

イ　法第四十八条第一項

ロ　第二十八条の二第一項、第三項及び第四項、第三十条第一項及び第三項（第百十八条の六第五項において準用する場合を含む。）、第四十八条の四第一項、第三項及び第四項、第四十九条第一項及び第五項、第五十条第一項及び第四項、第五十二条第一項及び第三項、第五十七条第一項、第三項及び第四項、第六十一条の二第一項及び第五項、第八十八条第二項、第九十七条第一項、第三項及び第四項、第百二条第一項、第三項及び第四項、第百十九条の六第一項及び第三項、第百二十一条の四第一項、第三項及び第四項（第百二十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第百二十一条の十第一項、第百二十二条の六第一項及び第三項（第百二十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）並びに第百二十二条の十一第一項

連結法人についての第二十八条の二第七項、第二十九条第二項、第四十八条の四第七項、第十九条の二第二項、第五十一条第二項、第五十七条第七項及び第八項、第六十条、第百十八条の六第四項、第百十九条の五第二項、第百二十二条の五並びに第百二十二条の十第二項に規定する提出期限は、法第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限（法第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書を提出する場合には、その連結中間申告書の提出期限）とする。